

守成クラブ富山中央「規約」

第1条 当会は、「守成クラブ富山中央会場」と称します。成業を守り続け、維持し、発展させてゆく為の経営者の会員制クラブです。富山中央会場は、札幌市に本社がある（株）日本商工振興会が運営する守成クラブ（本部）の1支部です。守成クラブでは支部を「会場」と称します。

○守成クラブ（本部）HPサイト：<https://sho-ko.co.jp>

○守成クラブ富山中央HPサイト：<https://shusei-toyamachuo.jp>

第2条 当会は、入会にあたり入会金 11,000 円＋年会費 19,800 円＝計 30,800 円を、例会後 2 週間以内に下記口座に振込むものとします。入金後に準会員として各種イベントに参加できます。

○入会金振込口座：みずほ銀行 神谷町支店（普）1257198（株）日本商工振興会

第3条 当会は、基本毎月1回第3月曜日 18：30（受付開始：18：00）から富山県内で例会を開催します。参加費は都度払いで 5,000 円。尚、例会開催日当日キャンセルの場合は、会員・ゲストともに 1 人当りキャンセル料 5,000 円とします。キャンセル料は事務局へ支払うか下記口座へ振り込むものとします

○キャンセル料振込口座：富山第一銀行ビジネスプラザ支店（普）0062849 守成クラブ富山中央

第4条 当会への入会資格は法人・個人事業の一定以上の決裁権ある役職者とします。

(2) ゲストの例会参加にあたっては、事前に世話人会での承認を得ることとします。

第5条 当会は、入会申込書を提出した後も守成クラブ本部と富山中央会場の審査の結果、入会をお断りすることがあります。

(2) 入会申込書提出後、入会金又は年会費が未入金の場合は例会等のイベントに参加できません。

申込書提出月の当月末日においても未入金の場合、その申込は撤回されたものとします。

(3) 入会後でも、会場内外で社会人として、またビジネスマナー上で著しく信用を損なう行為が発覚した場合には、世話人会で協議の上、富山中央会場を退会処分とします。

(4) ネットワークビジネス (MLM) / 自己啓発・洗脳系/宗教・政治/反社会的活動に関連するゲストや他会場会員の参加は一切禁止とする。参加中や入会後でもそのようにみなされる行為があった場合、直ちに退場・退会処分とします。

第6条 当会は、会の円滑な運営のために正会員からなる次の役員を置きます。

任期は1年とします。

○代表 1名／副代表・幹事 若干名

○代表は世話人会の互選により選出し、副代表、幹事は代表が委任します。

第7条 当会は、会計の公正を保つ為、収支記録を残し、会計担当を1名以上選出する。
また、会計監査を1名選出する。

附則

- 本規約は、平成25年12月6日の第1回例会をもって発足し、本規約は同日に制定し即日発効した。
- 本規約は富山中央代表の承認を得て随時改定します。会員は本規約に同意したものとします。
- 本規約は、令和3年1月6日に改訂した。

以上